

18 労働組合

1. パートタイム・有期雇用労働者にも、労働組合を結成する権利や、労働組合に加入する権利があります

パートタイム・有期雇用労働者も正社員と同様、労働組合をつくること・労働組合に加入すること（団結権）、労働組合として会社と団体交渉（労働組合と会社との話し合い）をすること（団体交渉権）、要求内容を実現するためにストライキなどを行うこと（争議権）が憲法で保障されています（憲法28条）。

2. 労働組合と組合員の権利は法律で保護されています

労働組合には、使用者と対等に交渉する権利があります。労働組合法では、使用者が正当な理由もないのに、労働組合との団体交渉を拒否する行為を不当労働行為にあたるとして禁止しています（労働組合法7条2号）。また、使用者には、労働組合の代表者と形式的に交渉するだけではなく、誠意を持って団体交渉に当たることが求められます。

また、労働組合員であること、労働組合に加入したこと、労働組合を結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由に、使用者が、その労働者を解雇したり、賃金や賞与などを他の人よりも少なくしたりするというような、不利益な取扱いをすることは、不当労働行為として禁止されています（労働組合法7条1号）。

3. どこに相談するか

労働問題に直面したときに、労働者が個人的に雇い主と交渉する正社員が多数を占める職場においては、異なった労働条件で働く契約社員の場合、組合に加入できず、たとえ加入しても労働条件の交渉も難しいと思われるかもしれません。しかし、契約社員も同じ会社で働く労働者なのですから、まずは、会社にある組合に相談してみるのもよいでしょう。最近は、パートタイム・有期雇用労働者などの正社員以外の労働者を組織化する労働組合も増えているようです。

また、ローカルセンター（労働組合の地域的組織）には非正規労働者のための労働相談の窓口がありますし、個人でも加入できる労働組合（コミュニティユニオン、地域合同労組、一般労組など）もあります。